

4 「施策の展開方針」に沿った事業の取り組み

「市民との協働推進」「適切な規制と緩和」「既存ストックの有効活用」「広域的連携の推進」の4つの方針を踏まえながら、施策や事業を展開していきます。

① 市民との協働推進

市民・企業・行政などさまざまな都市の構成員が連携して公共を担い合う協働型の市政を進める視点から、市民自治を推進するための取り組みを進めるとともに、NPOなどを活用した事業展開やPFIなど民間の資金やノウハウを活用した事業手法に積極的に取り組みます。

また、従来から協働の取り組みを進めてきたものについても、それぞれの主体の役割を見直し、より効果的な推進体制を確立していきます。

主な取り組み内容

●新しいタイプの定時制高校設置

施設の整備・維持管理について、PFI手法の導入を検討します。

●都心交通計画推進事業

魅力と活力のある都心の交通環境整備やルールづくりに向けて、地元との協働により社会実験などを行います。

② 適切な規制と緩和

景観や公共的な空間の利用のあり方などまちづくりを進めていくうえで必要となる規制やルールづくり、あるいは公共施設を使いやすくするなど市民活動を活性化するような規制の緩和などをバランスよく推進します。

主な取り組み内容

●都市景観形成地区の検討および指定事業

都市景観の形成上重要な区域での建築物等の色彩やデザインなどのルールを定める「都市景観形成地区」の見直しや新たな指定の検討を行います。

●都心にぎわいづくり事業

大道芸や市民の文化活動を通じて、道路空間の規制緩和にも取り組みながら、都心の活性化を進めます。

③ 既存ストックの有効活用

既に道路、公園、下水道や学校などの社会資本については、高い水準に達していることから、今後は、施設の長寿命化や更新時期の平準化を図りながらライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、施設の再利用や多目的利用を進めます。

主な取り組み内容

●公共施設の長寿命化基本方針の策定

公共施設全体の今後の維持管理や整備のあり方を示す指針を策定します。

●都心部3小学校跡施設・跡地の活用

市民や地域住民等との協働のもと、都心部3小学校（豊水、曙、大通）の跡施設・跡地を有効活用します。

●資料館の法廷復元と司法教育への活用

登録文化財でもある資料館内に旧札幌控訴院時代の刑事法廷を復元・整備し、有効活用します。

④ 広域的連携の推進

札幌市が北海道の経済・文化を牽引（けんいん）していくべき役割を担っていることを踏まえて、道都機能の強化に資する地域資源を活用した先進的・実験的な取り組みを進めるとともに、地域同士のつながりを強化するような取り組みを進めます。

主な取り組み内容

●広域的連携モデルの構築事業

地域独自の資源を活用した先進的・実験的な取り組みなど、広域的連携のモデルとなる事業を推進します。

●市立大学設置事業

札幌圏の大学間ネットワークの形成により、施設の相互利用や共同研究等を推進します。

●食産業振興プロジェクト事業

市内のみならず道内産品も対象としながら、札幌の「食」の付加価値を高めるため、さまざまな経済活動の過程で食産業を支援します。